

議案第 27 号

日出町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日出町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日出町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 50 年日出町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条―第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条―第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 15 条）

第 5 章 雑則（第 16 条）

附則

第 1 条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に、「並びに」を「及び」に改める。

第 2 条第 1 号中「その他」を「その他の」に改める。

「第 2 章 災害弔慰金」を「第 2 章 災害弔慰金の支給」に改める。

第 3 条中「令第 1 条に規定する災害」を「災害であつて令第 1 条に規定するもの」に改める。

第 8 条第 2 項中「遺族」を「、遺族」に改める。

第 9 条中「住民」を「町民」に改める。

第 10 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 11 条中「災害障害見舞金」を「、災害障害見舞金」に改める。

第 12 条第 1 項中「令第 3 条に掲げる災害」を「災害であつて令第 3 条に規定するもの」に改める。

第 13 条第 1 項第 3 号中「第 1 号のウ」を「第 1 号ウ」に、「前号のイ」を「前号イ」に、「において」を「の規定の適用については」に改め、「場合には、」の次に「第 1 号ウ中」を、「350 万円」と、「」の次に「前号イ中」を、「250 万円」と、「」の次に「前号ウ中」を加え、「と読み替えるもの」を削り、同条第 2 項中「第 7 条第 2 項かっこ書の」を「第 7 条第 2 項括弧書に規定する」に改める。

第 14 条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は、」の次に、「保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合であつて」を加え、「3 パーセント」を「1 パーセント」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 2 項ただし書中「貸付金」を「災害援護資金」に、「いつでも」を「、いつでも」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に、「の規定によるものとする」を「に定めるところによる」に

改め、同条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

附則第2条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日出町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。